

## 別表十六（十）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が資産に係る控除対象外消費税額等について令第139条の4（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（平成30年改正令附則第14条第2項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）の規定（以下「平成30年改正令附則規定」といいます。）により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により損金算入額等の計算を行う場合又は令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）に規定する個別損金額を計算する場合において令和2年6月改正前の令（以下「令和2年旧令」といいます。）第139条の4（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（平成30年改正令附則規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により損金算入額等の計算を行うときに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法

人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「当期の損金算入限度額2」の記載に当たっては、次によります。

(1) 令第139条の4第7項の規定の適用を受ける場合又は令和2年旧法第81条の3第1項（令和2年旧令第139条の4第7項の規定により令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合にあつては、「当期の月数」とあるのは「当該事業年度開始の日から適格分割等の日の前日までの期間の月数」として記載します。

(2) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延消費税額等についてその適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度の損金算入限度額を計算する場合にあつては、「当期の月数」とあるのは、「適格組織再編成の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」として記載します。